

新型コロナウイルス感染症について ～地域の現状と対策～



西多摩保健所 保健対策課長
源 真希

今日の流れ

- ✓ 西多摩保健所管内の発生状況 2分
- ✓ 管内の集団感染事例 8分
- ✓ 感染防止対策 5分

[西多摩保健医療圏]



令和2年1月1日現在	人口(人)
東京都全域	13,834,925
西多摩圏域	383,3365
あきる野市	80,667

今日の流れ

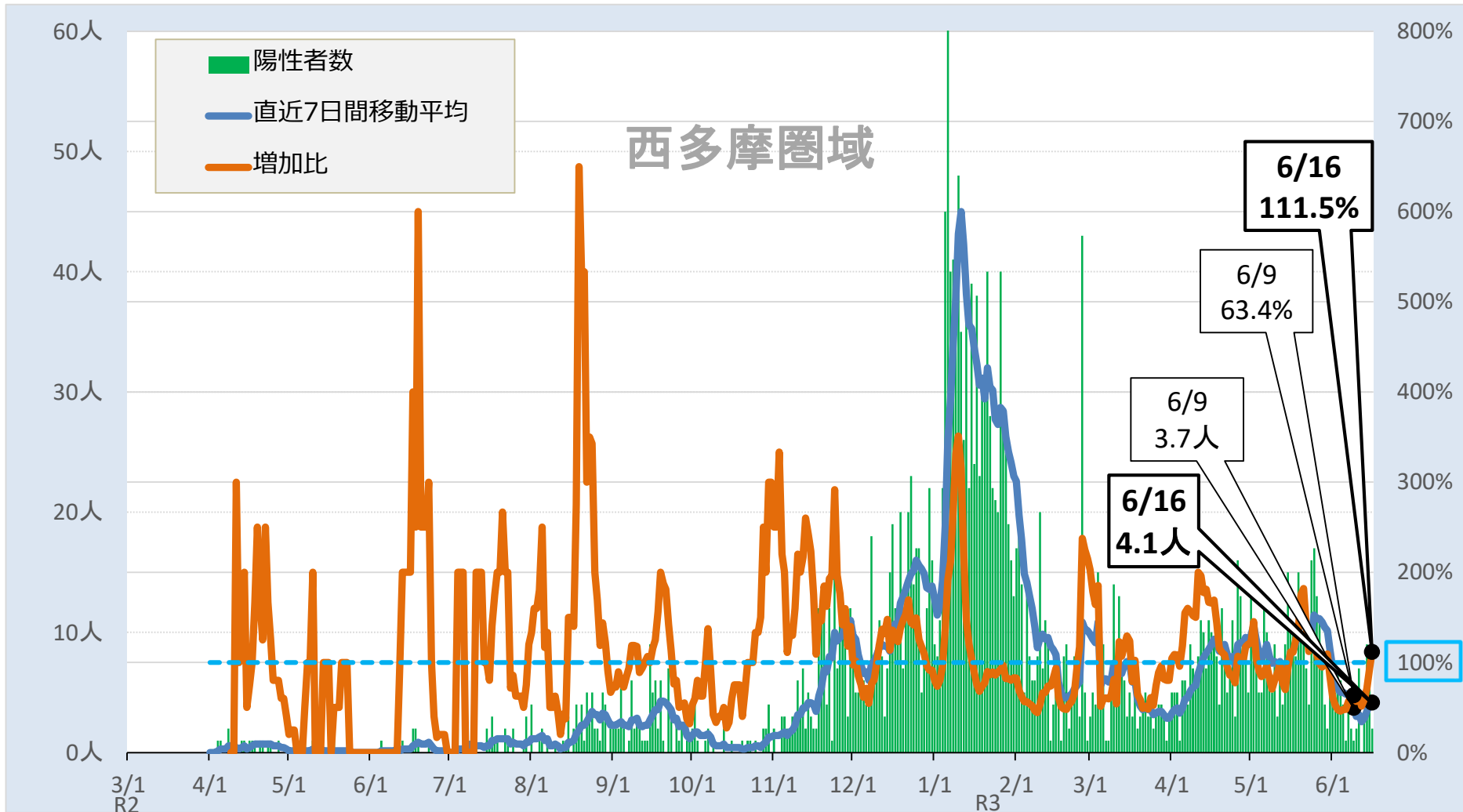
✓ 西多摩保健所管内の発生状況 2分

管内の集団感染事例 8分

感染拡大防止対策 5分

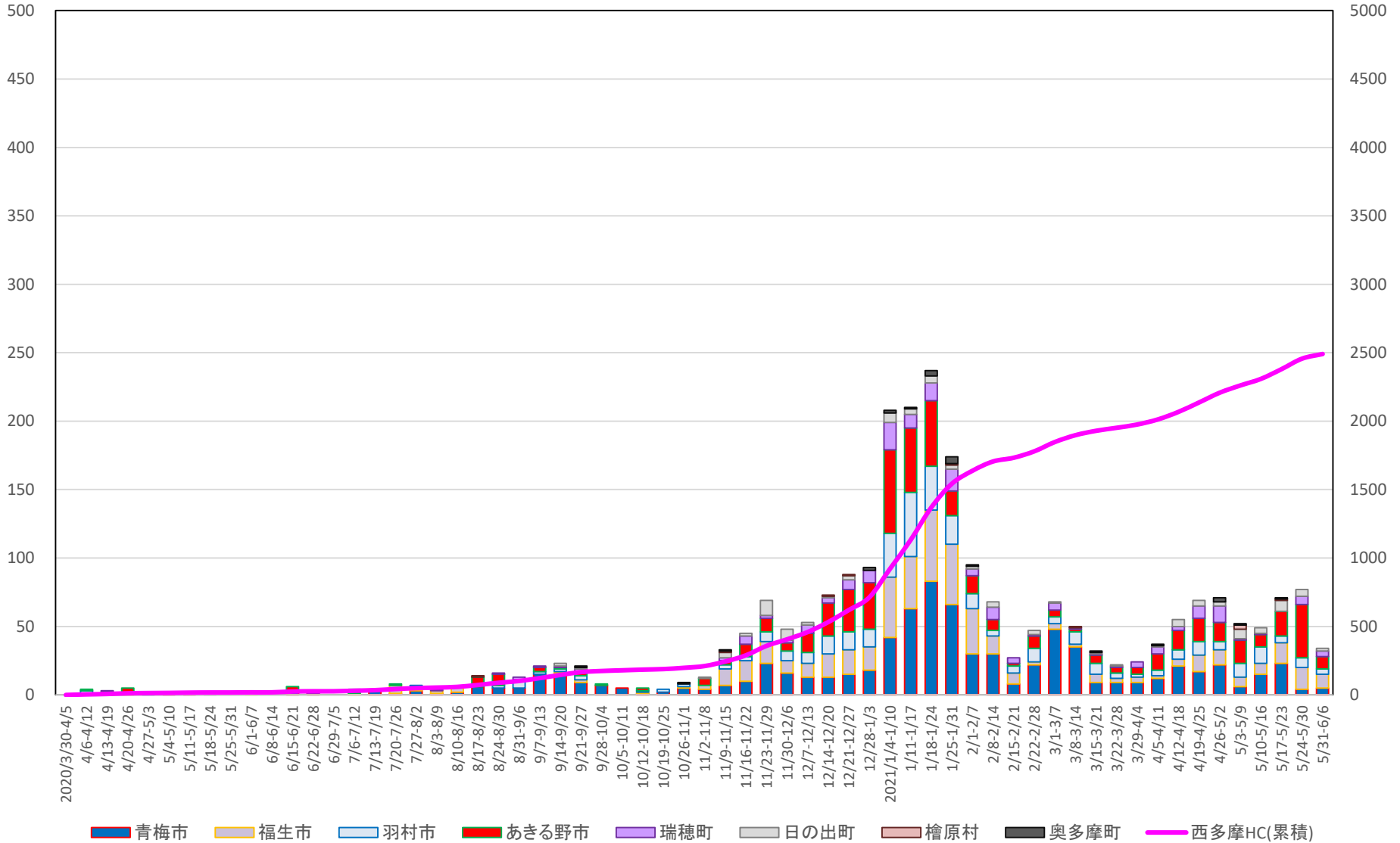
【感染状況】 ①-1 新規陽性者数・増加比

➤ 新規陽性者数の7日間平均は約4人前後で推移し、増加比は111.5%に上昇した。



(注) 集団感染発生や曜日による件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、こうしたばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を陽性者数として算出

西多摩圏域市町村別・週別陽性者数と累積数



今日の流れ

✓ 西多摩管内の発生状況 2分

✓ 管内の集団感染事例 8分

感染拡大防止対策 5分

今日の流れ

- ✓ 西多摩保健所管内の発生状況 2分
- ✓ 管内の集団感染事例 8分
- ✓ 感染拡大防止対策 5分

感染拡大防止対策

～ゼロリスクを目指さない～

- 環境整備
食堂・休憩室でのパーテーション設置
脱衣場の三密防止
- 適切な个人防护具（PPE）の装着
- 有症状時の迅速なPCR受検
- 事業継続計画（BCP）の整備
備蓄、業務の優先順位
（サービス制限・再開の目安）
- 研修・訓練の実施



パーテーションを設置した職員休憩室



環境整備 個人防護具とゴミ箱の設置



アイガードを装着しての食事介助

介護施設・事業所における 新型コロナウイルス 感染症発生時の 業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局

令和2年12月

1. はじめに

1-1. ガイドライン作成のねらい

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下などの制限下であっても、感染防止対策等の徹底を前提とした継続的なサービスの提供が求められています。そのためには、業務継続に向けた計画の作成が重要であるため、施設・事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、介護サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理しました。

なお、本ガイドラインは業務継続計画（BCP）作成に最低限必要な情報を整理したものであり、BCPは、作成後も継続的に検討・修正を繰り返すことで各施設・事業所の状況に即した内容へと発展させていただくことが望ましいです。

1-2. ガイドラインの利用方法

- 本ガイドラインの3-2、3-3、3-4において、新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応事項を詳細に記載しています。
- これは、別途お示しする「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」のひな形における「対応事項」に該当するものです。
- BCPを作成する際には、「対応事項」の各項目について、本ガイドラインにおける記載を参考に、各施設・事業所における具体的な対応を検討し、記載いただくことを考えています。
- また、BCP作成にあたっての参考として、別添で以下の様式を添付しています（本文中の関連する部分に様式番号を記載しています）。

<添付（様式）ツール>

NO	様式名	備考
様式1	推進体制の構成メンバー	予め検討しておく。
様式2	施設・事業所外連絡リスト	予め検討しておく。
様式3	職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリスト	感染疑い者発生時に使用。
様式4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト	感染疑い者発生時に使用。
様式5	（部署ごと）職員緊急連絡網	予め検討しておく。
様式6	備蓄品リスト	予め検討しておく。
様式7	業務分類（優先業務の選定）	予め検討しておく。
（参考）様式8	来所立ち入り時体温チェックリスト	平時対応に使用。

事業継続計画ガイドライン

| 概要版 |

介護職員のための 感染対策マニュアル



II | 感染経路の遮断 感染対策と1日の流れ

職員の1日の流れとポイント

新型コロナウイルス感染症に関連した感染対策動画はこちら



新型コロナウイルス感染症の感染対策を **Point** としてまとめています。

Time Table

出勤

- ① 通勤と職場の服は分けましょう
- ② 通勤するときは、咳エチケットに準じ、必要に応じてマスクをつけ、他の人と距離をとるようにします
- ③ 職場に着いたら、はじめに手指衛生（手洗いまたは手指消毒）をしましょう



- Point**
- 通勤するときはマスクをつけて、他の人と距離をとりましょう
 - つり革や手すりを触ったら自分の顔を触らないようにしましょう

ケアの準備

- ① 利用者のケアを行う前には、都度必ず手指衛生を行います。手指に肉眼で確認できる汚れがなければ、アルコール消毒でも問題ありません
- ② 感染源となるものに触れる場合には、手袋等個人用感染防護具を着用しましょう
- ③ 汚染された個人用感染防護具を着用したまま、他の利用者のケアに入るのは、他人へ病原体を媒介する原因となる可能性があるためやめましょう
- ④ 行うケアや感染経路に応じて、必要な個人用感染防護具を判断します

手洗いをしっかり
おこなう



手袋等個人用
感染防護具をつける



食事介助

- ① 食事の前は必ず手指衛生をします
- ② 介助は1名ずつ、ななめ後ろから飲み込みの様子を観察しながら行います
- ③ むせやすい方の場合、あらかじめフェイスカウルを用意し、むせた場合に口をそっと覆います
- ④ 介護職員は上体を後ろに引くか、唾液などが飛ばない方向に体を反らすなどし、浴びないようにします
- ⑤ 他の利用者の介助が必要になった際には、あらかじめ手袋を2重に用いし、1枚はずして対応する、または他の介護職員に介助を依頼します



- Point**
- 咳をする方のケアの際には、目に見えない飛沫（唾液など）が飛んでくるため、マスク、エプロンの着用に加え、フェイスガードやゴーグルを装着することも有効です
 - 濃厚接触者のケアの際には、使い捨て手袋、サージカルマスクを着用。咳込み等があり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてフェイスシールドやゴーグル、長袖ガウン等を着用します

介護職員のための感染対策マニュアル